

青梅市青少年健全育成基本方針

(令和7～9年度版)

(2025～2027年度版)

青梅市青少年問題協議会

趣 旨

次代を担う青少年が、各自の持つ能力や個性を十分に発揮するとともに、心身ともに健やかに成長し、地域社会の一員として、精神的・社会的に自立することは、全ての市民の願いであり、それを実現させることは私たち大人に課せられた責務でもあります。

少子高齢化の進行や家族の形態が変化するなか、スマートフォンやインターネット等の急速な普及や利用の低年齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による様々な活動制限を余儀なくされたことは、青少年を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしており、青少年の思考や行動も大きく変化してきています。

若年無業者(ニート)やひきこもりなどの若者の自立支援をめぐる問題、また、非行、いじめ、不登校、こどもの貧困、ヤングケアラーなど様々な問題も一段と深刻化しています。

さらに、こどもが保護者から虐待を受け死亡する児童虐待に関する事件が後を絶たない一方、SNSをきっかけとし、闇バイトや振り込め詐欺等の犯罪に巻き込まれ、検挙・補導される少年・少女が増加する等、こどもの安全や少年非行に対する国民の不安が高まっています。

これらの状況の中で、青少年が家庭、学校、地域などのあらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、家庭、学校、地域および関係機関が連携を強化し、また青梅市こども計画に基づき、青少年の意見を取り入れながら、時代の変化に対応した取組を進めていく必要があります。

青梅市青少年問題協議会では、令和7年度から令和9年度まで(2025年度から2027年度まで)の3年間にわたる「青梅市青少年健全育成基本方針」を策定しました。

この基本方針では、4つの重点目標を定め、家庭、学校、地域社会および関係機関の役割を示し、青少年健全育成のための取組を推進してまいります。

重点目標 1

「心のかよう明るく温かな家庭づくりの推進と家庭の教育力の向上」

家庭は、常にこどもの心のよりどころとなるものです。こどもたちが社会の一員となるための基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、情操、思いやり、倫理観、マナーなどの基礎を身につける重要な出発点であり、父母その他保護者には、こどもの養育についての第一義的責任があります。

少子化による兄弟姉妹の減少、保護者の就労形態の変化、SNS等インターネットの利用環境が大きく変化する社会の中で、過剰な情報やゲーム等の普及が家庭のあり方に大きな影響を与えています。

さらに、同様の育成環境で育った世代が親になる時代となり、問題は複雑になっています。

生活環境の変化に伴い、人間形成の基礎となる家庭生活からふれあいの機会が減少した結果、規範意識・対人スキル・自己肯定感等の人間として不可欠なものを得ることが困難となり、青少年の成長・発達に影響を与えるさまざまな問題を発生させています。

青少年の健全育成を図るために、保護者が第一義的責任を自覚し、こどもの幸福を最優先で考え、甘やかさずに、虐待せず、忍耐強く接することができるよう、「親子のルールづくり」を進めるなど家族一丸となって、明るく温かい心のかよいあう家庭づくりの推進に努めます。

また、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身につけられるよう家庭の教育力の向上に努めます。

重点目標 2

「人間形成の場としての学校教育の推進」

学校は、こどもが生涯において豊かに自己実現を図るために「豊かな人間性」、「確かな学力」、「健やかな体」といった、生きる力を身に付けさせる場です。

しかし、こどもたちを取り巻く環境は、大きく変化し、学校では引き続き様々な問題を抱えています。特にインターネットによるいじめやトラブルに巻き込まれるこども達が増えているなか、学校では、学習用端末（タブレット）を1人1台貸出し、児童・生徒がICTを活用した情報活用能

力や情報モラルを身に付ける「情報教育」を進めています。

また、各学校では保護者からの要望のほか、学校運営連絡協議会を設置し、地域からの期待や要望等を把握し地域との連携に努めます。

教育委員会では、教育目標にある「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」「社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間」「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」の育成に向けた教育の充実の推進に努めています。

この目標が達成されるよう、学校、PTA、地域社会の連携を一層図っていくよう努めます。

重点目標 3

「青少年を育む地域社会の教育力の活性化と社会参加の推進」

青少年が、社会性や協調性などを学び、人として成長していく過程で家庭や学校とともに重要な役割をもつのが地域社会です。

地域社会は、家庭や学校等を含んだ青少年が成長していく上での主要な生活圏であり、さまざまな人々とのふれあいを通じて、自立性を発揮し、自己選択、自己責任、相互支援などを通じて、社会性を身につける重要な場でもあります。

しかし、都市化や住民の価値観の多様化に伴う人間関係の希薄化により、地域社会の青少年に対する教育力が低下していることから、その活性化や土台となる地域コミュニティの強化が求められています。

地域の大人が日常的にこどもとの関わり合いを深め、その交流のなかで青少年が主体的に参加できる土壌づくりを進めるため、青少年のボランティア活動をはじめ、社会奉仕体験活動、自然体験活動、青少年リーダー育成研修など青少年の成長段階に応じた様々な体験活動ができる場や機会を青少年健全育成地区委員会、青少年委員協議会等の関係団体や関係機関と連携して提供し、地域社会全体で育む教育機能の活性化に努めます。

重点目標 4

「青少年をとりまく社会環境の整備」

青少年をとりまく社会環境は多くの問題をかかえており、人間形成の途

上にある青少年に影響を及ぼしています。

特にスマートフォンや一部のゲーム機等により、利用が容易になったインターネット等のデジタルメディアは、売買春を目的とした出会い系サイト、違法薬物や危険ドラッグの通信販売、児童ポルノ、自画撮り被害、特殊詐欺等の犯罪に関わるものはもとより、自殺志願者を募る自殺サイト、ネットゲーム中毒、メール依存、ネットいじめなど様々な問題の引き金となっています。

また、発展途上の青少年の心に大きな影響を与えるような、反社会的な思想や異常な嗜好等が、匿名性を利用して多数掲出されています。このような状況にもかかわらず、その利便性や娯楽性、それらに対する保護者の倫理観やマナーが青少年に対して悪影響を与えています。

青少年の健全育成は、大人自身の責任でもあることを自覚しなければなりません。青少年の行動は、大人社会の反映であり、非行、いじめなどの原因は、大人の行動に起因することも多いと言われています。青少年がトラブル等に遭遇した際の相談支援事業の充実を図るとともに、家庭、学校、地域社会、関係機関および行政が情報の共有を図り、相互に連携・協力しながら、青少年健全育成事業を推進します。

また、青梅警察署や関係団体との連携のもと、非行の防止や補導、パトロール、有害環境の浄化などの各種の活動を支援・促進し、関係機関・団体を中心とした健全な社会環境づくりを進めます。

策定 令和 7 年 4 月 1 日

青梅市青少年問題協会